

# 第11期滋賀県分別収集促進計画

(令和8年度～令和12年度)

令和7年11月

滋 賀 県

## 目 次

1 計画策定の意義	-----	1
2 基本方針	-----	1
3 計画期間	-----	2
4 対象品目	-----	2
5 市町村分別収集計画策定状況	-----	2
6 容器包装廃棄物の排出見込み量	-----	4
7 再商品化義務のある容器包装廃棄物の収集見込み量	-----	5
8 有償または無償で譲渡される容器包装廃棄物の収集見込み量	---	9
9 分別収集の促進に関する事項	-----	10

# 第11期 滋賀県分別収集促進計画

## 1 計画策定の意義

経済発展の結果として形成された「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会は、私たちに大きな恩恵をもたらしましたが、それと同時に資源の枯渇や大量に発生する廃棄物の廃棄場所の確保といった問題を引き起こしています。

これらの問題を解決するためには、廃棄物の発生量を減らすとともに、これまで廃棄物としていたものを資源ととらえ、物質循環の流れを構築する必要があります。

こうしたことから、国では平成13年に「循環型社会形成推進基本法」が施行され、循環型社会の実現に向けた基本的枠組みが示されるとともに、各種リサイクル法が順次施行され、その取組が進められてきました。

本県では、令和3年に「第五次滋賀県廃棄物処理計画」を策定し、令和7年度には1人1日当たりごみ排出量を804gに、1人1日当たり最終処分量を82gにするという数値目標を立て、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の形成を目指して取組を進めてきました。令和5年度の1人1日当たりごみ排出量は761g、1人1日当たり最終処分量は75gと、どちらも数値目標を到達しているものの、さらなる低減を目指し、現在も取組を進めています。

各種リサイクル法の一つである「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」は、平成12年から完全施行され、容器包装廃棄物の再商品化を義務づけるとともに、市町村による分別収集を規定しています。

また令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」において、市町村はプラスチック製容器包装のみならず製品も含めたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集および分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されるなど、プラスチックに係る資源循環に向けた大きな方向性が示されたところです。

本計画は、このような現状を踏まえ、容器包装リサイクル法第9条に基づき、県内市町の分別収集計画を集約するとともに、県民、事業者および行政がそれぞれの役割のもと、容器包装廃棄物の分別収集と再商品化に努め、廃棄物の減量および資源化を推進することを目的として県の分別収集促進計画を策定するものです。

## 2 基本方針

本計画は、次の方針を基本として、分別収集および再商品化の促進に寄与するものとします。

- (1) 容器包装廃棄物の減量を進めるため、第一に廃棄物の発生抑制を進めることとし、発生した廃棄物は分別収集および再商品化の徹底により、資源化を図ります。
- (2) 住民、事業者および行政がそれぞれの役割のもと、容器包装廃棄物の発生抑制、

再使用および再生利用の取組を推進します。

(3) 取組の推進には、各主体相互間の協力や情報の共有が不可欠であるため、積極的な交流および情報の見える化を推進します。

### 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5か年とし、3年ごとに改定します。

### 4 対象品目

本計画では、市町が容器包装リサイクル法に基づき分別収集を実施する容器包装廃棄物を対象とし、その区分は次のとおりとします。

- (1) 主としてガラス製であって、無色のもの（無色ガラス製容器）
- (2) 主としてガラス製であって、茶色のもの（茶色ガラス製容器）
- (3) 主としてガラス製であって、無色または茶色以外のもの（その他ガラス製容器）
- (4) 主として紙製の容器包装で、紙パックおよび段ボール以外のもの（その他紙製容器包装）
- (5) 主としてポリエチレンテレフタレート製の容器包装に係るもの（ペットボトル）
- (6) 主としてプラスチック製の容器包装であって、ペットボトル以外の物（その他プラスチック製容器包装）およびこのうち白色の発泡スチロール製の食品トレイ（白色トレイ）
- (7) 主として鋼製の容器包装に係るもの（スチール製容器）
- (8) 主としてアルミニウム製の容器包装に係るもの（アルミ製容器）
- (9) 主として段ボール製の容器包装に係るもの（段ボール）
- (10) 主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするためのもの（紙パック）

### 5 市町村分別収集計画策定状況

第11期市町村分別収集計画は県内の全市町において策定されており、そのうち2市が一部事務組合において策定しています。

表1 市町村分別収集計画策定市町・一部事務組合

	市町・一部事務組合	構成市町
1	大津市	—
2	彦根市	—
3	近江八幡市	—
4	草津市	—
5	守山市	—
6	栗東市	—
7	甲賀市	—
8	野洲市	—
9	湖南市	—
10	高島市	—
11	東近江市	—
12	日野町	—
13	竜王町	—
14	愛荘町	—
15	豊郷町	—
16	甲良町	—
17	多賀町	—
18	湖北広域行政事務センター	長浜市、米原市

なお、区分ごとの分別収集予定市町は表2のとおりです。

表2 年度別の取組市町数の推移と取組市町数の割合(%)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
無色ガラス製容器	19 / 19 (100%)				→
茶色ガラス製容器	19 / 19 (100%)				→
その他ガラス製容器	19 / 19 (100%)				→
その他紙製容器包装	2 / 19 (11%)				→
ペットボトル	19 / 19 (100%)				→
その他プラ製容器包装	16 / 19 (84%)	→	14 / 19 (74%)		→
うち白色トレイ	11 / 19 (58%)	→	9 / 19 (47%)		→
スチール製容器	19 / 19 (100%)				→
アルミ製容器	19 / 19 (100%)				→
段ボール	18 / 19 (95%)				→
紙パック	14 / 19 (74%)				→

※ 全市町数は19市町

## 6 容器包装廃棄物の排出見込み量

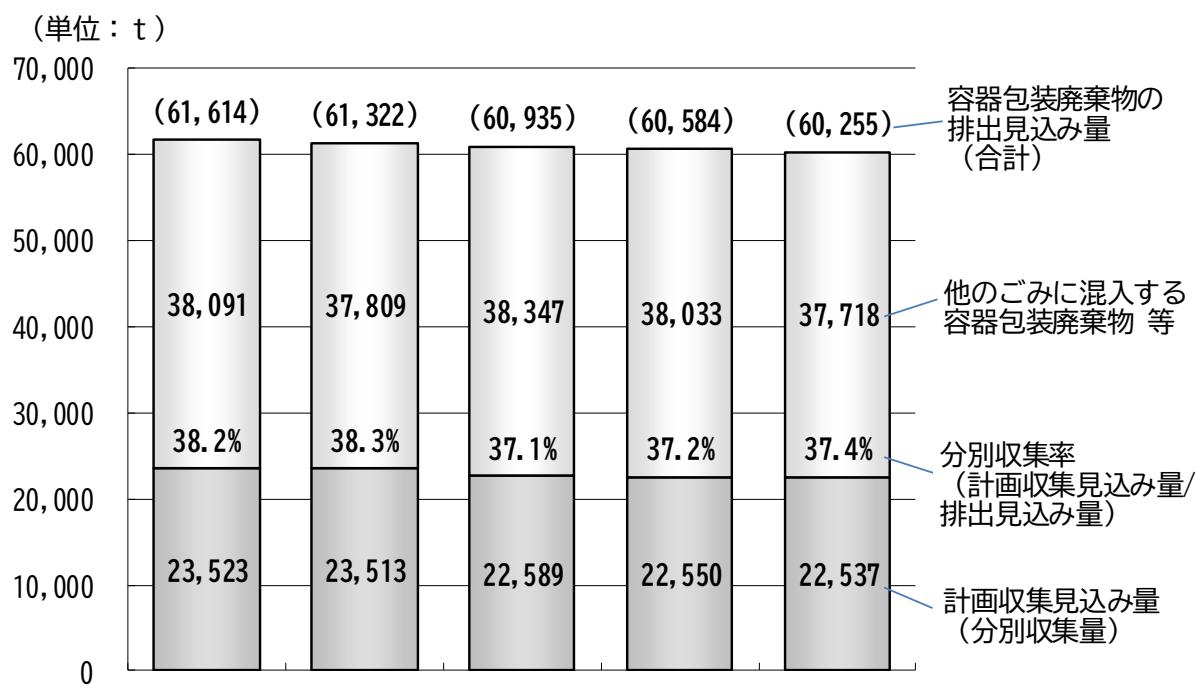
容器包装リサイクル法第9条第2項第1号に規定する、容器包装廃棄物の市町別の排出見込み量を合算して得られる量および計画収集見込み量を合算して得られる量の年度別推移は表3のとおりです。

なお、表や図については端数処理のため合計が合わない場合があります。（以下同じ）

**表3 容器包装廃棄物の排出見込み量**

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物の 排出見込み量	61,614	61,322	60,935	60,584	60,255
計画収集見込み量	23,523	23,513	22,589	22,550	22,537

(単位: t)



**図1 容器包装廃棄物の排出見込み量**

なお、各年度における市町別の排出見込み量は表4のとおりです。

**表4 容器包装廃棄物の排出見込み量(法第9条第2項第1号)**

	市町/組合名	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1	大津市	16,592	16,528	16,373	16,264	16,155
2	彦根市	9,757	9,722	9,689	9,657	9,627
3	近江八幡市	1,104	1,101	1,098	1,094	1,089
4	草津市	5,022	5,010	4,983	4,958	4,952
5	守山市	2,426	2,427	2,427	2,427	2,427
6	栗東市	2,120	2,129	2,138	2,138	2,138
7	甲賀市	1,112	1,104	1,096	1,088	1,080
8	野洲市	689	701	715	728	743
9	湖南市	3,807	3,799	3,792	3,784	3,777
10	高島市	3,829	3,759	3,691	3,623	3,556
11	東近江市	1,108	1,103	1,099	1,094	1,090
12	日野町	1,202	1,192	1,181	1,171	1,161
13	竜王町	547	537	532	527	517
14	愛荘町	530	527	524	521	518
15	豊郷町	296	296	296	296	296
16	甲良町	282	280	276	271	268
17	多賀町	526	517	508	499	490
18	湖北広域行政事務センター	10,664	10,591	10,518	10,445	10,372
	合計	61,614	61,322	60,935	60,584	60,255

(単位: t)

## 7 再商品化義務のある容器包装廃棄物の収集見込み量

容器包装リサイクル法第9条第2項第2号に規定する、特定分別基準適合物（再商品化義務のある容器包装廃棄物）の市町別収集見込み量を合算して得られる量の年度別推移は表5とおりです。

**表5 特定分別基準適合物の収集見込み量(年度別推移)**

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
無色ガラス製容器	2,717.8	2,703.2	2,689.0	2,674.7	2,661.5
茶色ガラス製容器	1,996.9	1,986.9	1,975.2	1,962.8	1,954.2
その他ガラス製容器	1,268.9	1,267.0	1,264.5	1,260.3	1,258.3
その他紙製容器包装	41.4	41.1	40.8	40.5	40.2
ペットボトル	3,198.0	3,210.8	3,224.1	3,232.3	3,245.6
その他プラスチック製容器包装	5,201.5	5,202.5	4,302.9	4,299.7	4,295.6
うち白色トレイ	32.5	32.5	24.9	24.9	24.9
合計	14,424.5	14,411.5	13,496.5	13,470.4	13,455.4

(単位: t)

(単位: t)

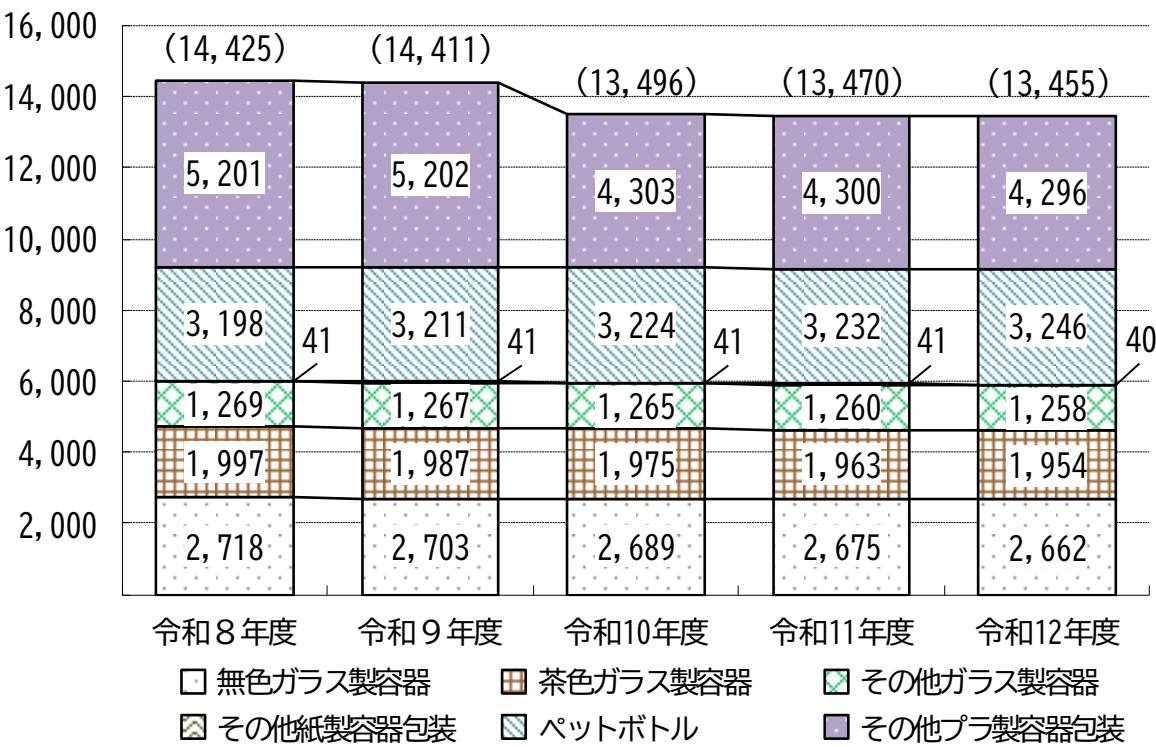


図2 特定分別基準適合物の収集見込み量(年度別推移)

なお、各年度における市町別の当該収集見込み量は表6から表12のとおりです。

表6 無色ガラス製容器(規則第4条第1号)

市町村名	特定分別基準適合物の量の見込み					(指定法人等への引き渡し見込量)					(市町村独自処理予定量)				
	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
1 大津市	522	524	522	523	523	*	*	*	*	*	522	524	522	523	523
2 彦根市	282	281	281	281	280	0	0	0	0	0	282	281	281	281	280
3 近江八幡市	160	160	159	158	158	0	0	0	0	0	160	160	159	158	158
4 草津市	267	256	245	235	225	0	0	0	0	0	267	256	245	235	225
5 守山市	196	196	197	198	198	*	*	*	*	*	196	196	197	198	198
6 栗東市	114	115	115	115	0	0	0	0	0	0	114	115	115	115	115
7 甲賀市	186	185	184	182	181	*	*	*	*	*	186	185	184	182	181
8 野洲市	109	110	112	114	116	0	0	0	0	0	109	110	112	114	116
9 湖南市	112	111	111	111	111	0	0	0	0	0	112	111	111	111	111
10 高島市	151	151	151	150	150	*	*	*	*	*	151	151	151	150	150
11 東近江市	190	190	189	188	187	0	0	0	0	0	190	190	189	188	187
12 日野町	44	44	43	43	43	0	0	0	0	0	44	44	43	43	43
13 竜王町	23	22	22	22	22	0	0	0	0	0	23	22	22	22	22
14 愛荘町	35	35	35	35	35	*	*	*	*	*	35	35	35	35	35
15 豊郷町	13	13	13	13	14	*	*	*	*	*	13	13	13	13	14
16 甲良町	8	8	8	8	8	0	0	0	0	0	8	8	8	8	8
17 多賀町	11	11	11	11	11	0	0	0	0	0	11	11	11	11	11
18 湖北広域行政事務センター	294	292	290	288	286	0	0	0	0	0	294	292	290	288	286
合計	2,718	2,703	2,689	2,675	2,662	0	0	0	0	0	2,718	2,703	2,689	2,675	2,662

(単位: t)

表7 茶色ガラス製容器（規則第4条第2号）

市町村名	特定分別基準適合物の量の見込み					(指定法人等への引き渡し見込量)					(市町村独自処理予定量)				
	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
1 大津市	359	360	360	360	360	*	*	*	*	*	359	360	360	360	360
2 彦根市	208	208	208	208	208	0	0	0	0	0	208	208	208	208	208
3 近江八幡市	123	122	122	121	121	0	0	0	0	0	123	122	122	121	121
4 草津市	160	154	147	141	135	0	0	0	0	0	160	154	147	141	135
5 守山市	128	128	129	129	130	*	*	*	*	*	128	128	129	129	130
6 栗東市	87	87	87	87	87	0	0	0	0	0	87	87	87	87	87
7 甲賀市	141	140	139	138	137	*	*	*	*	*	141	140	139	138	137
8 野洲市	75	76	78	79	80	0	0	0	0	0	75	76	78	79	80
9 湖南市	67	67	66	66	66	0	0	0	0	0	67	67	66	66	66
10 高島市	112	110	109	107	106	*	*	*	*	*	112	110	109	107	106
11 東近江市	148	148	147	146	146	0	0	0	0	0	148	148	147	146	146
12 日野町	40	40	40	39	39	0	0	0	0	0	40	40	40	39	39
13 竜王町	19	19	18	18	18	0	0	0	0	0	19	19	18	18	18
14 愛荘町	24	24	24	24	24	*	*	*	*	*	24	24	24	24	24
15 豊郷町	15	15	15	15	15	*	*	*	*	*	15	15	15	15	15
16 甲良町	12	12	11	11	11	0	0	0	0	0	12	12	11	11	11
17 多賀町	10	10	10	9	9	0	0	0	0	0	10	10	10	9	9
18 湖北広域行政事務センター	269	268	266	264	262	0	0	0	0	0	269	268	266	264	262
合計	1,997	1,987	1,975	1,963	1,954	0	0	0	0	0	1,997	1,987	1,975	1,963	1,954

(単位: t)

表8 その他ガラス製容器（規則第4条第3号）

市町村名	特定分別基準適合物の量の見込み					(指定法人等への引き渡し見込量)					(市町村独自処理予定量)				
	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
1 大津市	308	308	309	309	309	308	308	309	309	309	0	0	0	0	0
2 彦根市	144	144	144	143	143	144	144	144	143	143	0	0	0	0	0
3 近江八幡市	58	58	57	57	57	58	58	57	57	57	0	0	0	0	0
4 草津市	132	127	122	116	112	132	127	122	116	112	0	0	0	0	0
5 守山市	92	93	93	93	94	92	93	93	93	94	0	0	0	0	0
6 栗東市	53	53	53	53	53	0	0	0	0	0	53	53	53	53	53
7 甲賀市	65	65	64	64	63	*	*	*	*	*	65	65	64	64	63
8 野洲市	44	45	45	46	47	0	0	0	0	0	44	45	45	46	47
9 湖南市	37	37	37	37	37	0	0	0	0	0	37	37	37	37	37
10 高島市	87	90	94	97	100	87	90	94	97	100	0	0	0	0	0
11 東近江市	85	84	84	84	83	0	0	0	0	0	85	84	84	84	83
12 日野町	16	16	16	16	16	0	0	0	0	0	16	16	16	16	16
13 竜王町	9	9	9	9	9	0	0	0	0	0	9	9	9	9	9
14 愛荘町	7	7	7	7	7	*	*	*	*	*	7	7	7	7	7
15 豊郷町	5	5	5	5	5	*	*	*	*	*	5	5	5	5	5
16 甲良町	4	4	4	4	4	0	0	0	0	0	4	4	4	4	4
17 多賀町	5	5	5	5	5	0	0	0	0	0	5	5	5	5	5
18 湖北広域行政事務センター	119	118	117	116	116	0	0	0	0	0	119	118	117	116	116
合計	1,269	1,267	1,265	1,260	1,258	821	820	819	815	815	448	447	445	445	443

(単位: t)

表9 その他紙製容器包装（規則第4条第4号）

市町村名	特定分別基準適合物の量の見込み					(指定法人等への引き渡し見込量)					(市町村独自処理予定量)				
	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
1 大津市	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
2 彦根市	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
3 近江八幡市	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
4 草津市	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
5 守山市	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
6 栗東市	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
7 甲賀市	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
8 野洲市	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
9 湖南市	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
10 高島市	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
11 東近江市	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
12 日野町	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
13 竜王町	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
14 愛荘町	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
15 豊郷町	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
16 甲良町	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
17 多賀町	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
18 湖北広域行政事務センター	41	41	41	41	40	0	0	0	0	0	41	41	41	41	40
合計	41	41	41	41	40	0	0	0	0	0	41	41	41	41	40

(単位: t)

表10 ペットボトル（規則第4条第5号）

市町村名	特定分別基準適合物の量の見込み					(指定法人等への引き渡し見込量)					(市町村独自処理予定量)				
	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
1 大津市	675	678	676	677	677	*	*	*	*	*	675	678	676	677	677
2 彦根市	275	275	275	274	274	275	275	275	274	274	0	0	0	0	0
3 近江八幡市	135	135	135	134	133	81	81	81	80	80	54	54	54	54	53
4 草津市	344	351	361	367	377	0	0	0	0	0	344	351	361	367	377
5 守山市	193	192	191	190	190	*	*	*	*	*	193	192	191	190	190
6 栗東市	166	167	167	167	167	0	0	0	0	0	166	167	167	167	167
7 甲賀市	188	186	185	184	182	*	*	*	*	*	188	186	185	184	182
8 野洲市	163	166	168	171	174	163	166	168	171	174	0	0	0	0	0
9 湖南市	186	186	186	185	185	0	0	0	0	0	186	186	186	185	185
10 高島市	174	182	190	198	205	*	*	*	*	*	174	182	190	198	205
11 東近江市	236	235	234	233	232	0	0	0	0	0	236	235	234	233	232
12 日野町	52	51	51	50	50	0	0	0	0	0	52	51	51	50	50
13 竜王町	33	32	32	32	31	0	0	0	0	0	33	32	32	32	31
14 愛荘町	43	43	43	43	43	*	*	*	*	*	43	43	43	43	43
15 豊郷町	20	20	20	20	20	*	*	*	*	*	20	20	20	20	20
16 甲良町	7	7	7	6	6	0	0	0	0	0	7	7	7	6	6
17 多賀町	12	11	11	11	11	12	11	11	11	11	0	0	0	0	0
18 湖北広域行政事務センター	297	295	293	291	289	0	0	0	0	0	297	295	293	291	289
合計	3,198	3,211	3,224	3,232	3,246	531	533	535	536	539	2,667	2,678	2,689	2,696	2,707

(単位: t)

表11 その他プラスチック容器包装（規則第4条第6号）

市町村名	特定分別基準適合物の量の見込み					(指定法人等への引き渡し見込量)					(市町村独自処理予定量)				
	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
1 大津市	1,374	1,378	1,375	1,376	1,377	1,374	1,378	1,375	1,376	1,377	0	0	0	0	0
2 彦根市	762	761	761	760	759	762	761	761	760	759	0	0	0	0	0
3 近江八幡市	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
4 草津市	970	970	959	956	952	970	970	959	956	952	0	0	0	0	0
5 守山市	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
6 栗東市	745	748	752	752	752	745	748	752	752	752	0	0	0	0	0
7 甲賀市	14	14	14	14	14	0	0	0	0	0	14	14	14	14	14
8 野洲市	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
9 湖南市	419	418	418	417	416	0	0	0	0	0	419	418	418	417	416
10 高島市	13	14	14	15	16	13	14	14	15	16	0	0	0	0	0
11 東近江市	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	0	0	0	0	0
12 日野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13 竜王町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
14 愛荘町	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
15 豊郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 甲良町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 多賀町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 湖北広域行政事務センター	895	889	0	0	0	864	859	0	0	0	31	30	0	0	0
合計	5,201	5,202	4,303	4,300	4,296	4,737	4,739	3,870	3,868	3,864	465	463	433	432	431

(単位: t)

表12 その他プラスチック容器包装のうち白色トレイ

市町村名	特定分別基準適合物の量の見込み					(指定法人等への引き渡し見込量)					(市町村独自処理予定量)				
	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
1 大津市	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
2 彦根市	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
3 近江八幡市	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
4 草津市	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
5 守山市	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
6 栗東市	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
7 甲賀市	14	14	14	14	14	0	0	0	0	0	14	14	14	14	14
8 野洲市	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
9 湖南市	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
10 高島市	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
11 東近江市	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	0	0	0	0	0
12 日野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13 竜王町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
14 愛荘町	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
15 豊郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 甲良町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 多賀町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 湖北広域行政事務センター	8	8	0	0	0	9	9	9	9	9	24	24	16	16	16
合計	33	33	25	25	25	9	9	9	9	9	24	24	16	16	16

(単位: t)

## 8 有償または無償で譲渡される容器包装廃棄物の収集見込み量

容器包装リサイクル法第9条第2項第3号に規定する、第2条第6項に規定する主務省令で定める物（有償または無償で譲渡される容器包装廃棄物）の市町別収集見込み量を合算して得られる量の年度別推移は表13のとおりです。

表13 主務省令で定める物の収集量の見込み(年度別推移)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
スチール製容器	1,011.4	1,009.5	1,008.2	1,005.0	1,003.5
アルミ製容器	975.6	976.7	978.8	976.0	974.3
段ボール	6,987.1	6,991.4	6,982.0	6,976.4	6,981.6
紙パック	124.1	123.7	123.2	122.7	122.3
合計	9,098.1	9,101.3	9,092.1	9,080.0	9,081.6

(単位:t)

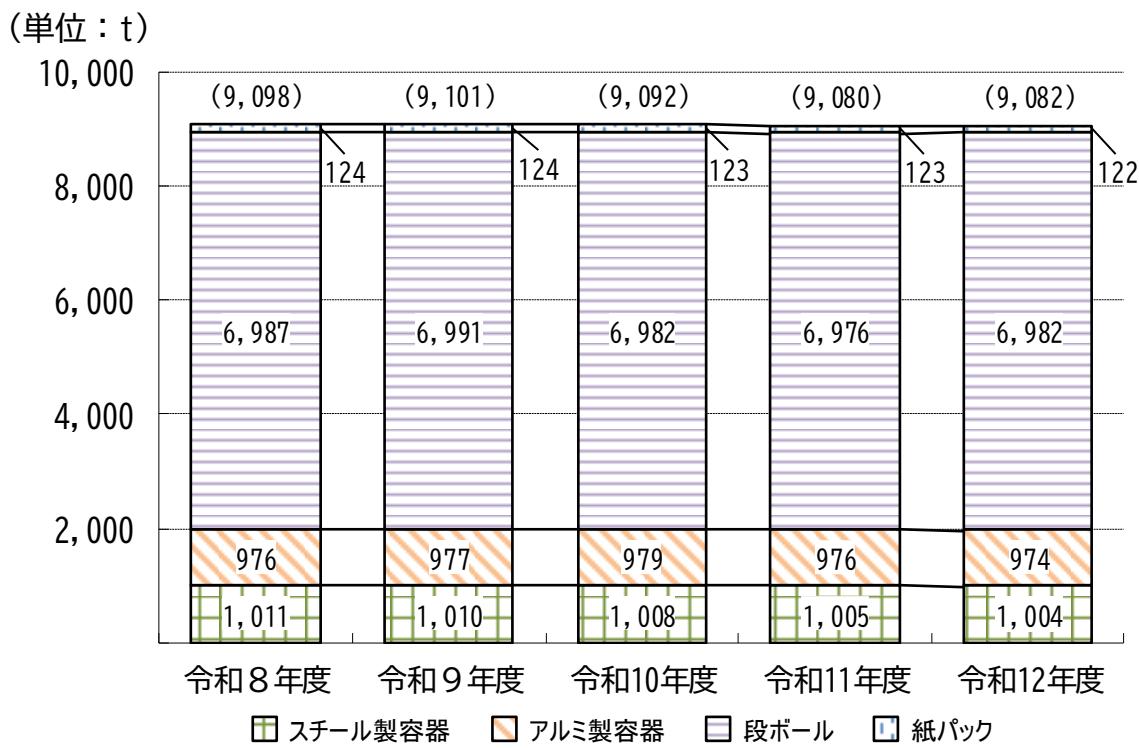


図3 主務省令で定める物の収集量の見込み(年度別推移)

なお、各年度における市町別の当該収集見込み量は表14から表17のとおりです。

表14 スチール製容器（規則第3条）

	市町/組合名	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
1	大津市	99	100	99	99	99
2	彦根市	101	100	100	100	100
3	近江八幡市	67	67	67	66	66
4	草津市	75	76	77	76	76
5	守山市	49	49	49	49	49
6	栗東市	76	76	76	76	76
7	甲賀市	73	72	72	71	71
8	野洲市	70	71	72	73	75
9	湖南市	42	42	42	42	41
10	高島市	37	37	36	36	35
11	東近江市	106	105	105	104	104
12	日野町	13	13	13	13	13
13	竜王町	9	9	8	8	8
14	愛荘町	28	28	28	28	28
15	豊郷町	11	11	11	11	11
16	甲良町	6	6	6	6	6
17	多賀町	4	4	4	4	4
18	湖北広域行政事務センター	146	145	144	143	142
	合計	1,011	1,010	1,008	1,005	1,004

(単位：t)

表15 アルミ製容器（規則第3条）

	市町/組合名	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
1	大津市	150	151	151	151	151
2	彦根市	72	72	71	71	71
3	近江八幡市	59	59	59	59	59
4	草津市	146	147	150	147	147
5	守山市	116	116	117	117	118
6	栗東市	64	65	65	65	65
7	甲賀市	65	65	64	64	63
8	野洲市	27	27	28	28	28
9	湖南市	31	31	31	31	31
10	高島市	41	42	42	43	43
11	東近江市	87	86	86	86	85
12	日野町	10	10	10	10	9
13	竜王町	12	12	12	12	12
14	愛荘町	20	20	20	20	20
15	豊郷町	2	2	2	2	2
16	甲良町	3	3	3	3	3
17	多賀町	2	2	2	2	2
18	湖北広域行政事務センター	68	68	67	67	66
	合計	976	977	979	976	974

(単位：t)

表16 段ボール（規則第3条）

	市町/組合名	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
1	大津市	2,354	2,362	2,357	2,358	2,360
2	彦根市	448	448	447	446	446
3	近江八幡市	472	470	469	467	465
4	草津市	538	531	524	517	519
5	守山市	663	665	668	670	672
6	栗東市	509	511	513	513	513
7	甲賀市	351	348	345	343	340
8	野洲市	183	188	193	198	204
9	湖南市	80	80	79	79	79
10	高島市	180	187	193	199	205
11	東近江市	238	237	236	235	234
12	日野町	46	46	45	45	45
13	竜王町	40	39	39	38	38
14	愛荘町	43	43	43	43	43
15	豊郷町	9	9	9	9	9
16	甲良町	18	18	17	17	17
17	多賀町	*	*	*	*	*
18	湖北広域行政事務センター	815	810	804	799	793
	合計	6,987	6,991	6,982	6,976	6,982

(単位：t)

表17 紙パック（規則第3条）

	市町/組合名	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
1	大津市	3	3	3	3	3
2	彦根市	6	5	5	5	5
3	近江八幡市	31	31	31	31	30
4	草津市	*	*	*	*	*
5	守山市	9	9	9	9	9
6	栗東市	2	2	2	2	2
7	甲賀市	11	11	11	11	11
8	野洲市	*	*	*	*	*
9	湖南市	1	1	1	1	1
10	高島市	2	3	3	3	3
11	東近江市	7	7	7	7	7
12	日野町	3	3	3	3	3
13	竜王町	2	2	2	2	2
14	愛荘町	1	1	1	1	1
15	豊郷町	*	*	*	*	*
16	甲良町	*	*	*	*	*
17	多賀町	1	1	1	1	1
18	湖北広域行政事務センター	45	45	44	44	44
	合計	124	124	123	123	122

(単位：t)

## 9 分別収集の促進に関する事項

容器包装リサイクル法第9条第2項第4号に規定する、分別収集の促進の意義に関する知識の普及、県内市町相互間の分別収集に関する情報交換の促進およびその他の分別収集の促進に関する事項は次のとおりとします。

### (1) 分別収集の促進の意義に関する知識の普及に関する事項

分別収集や再商品化を促進するためには、住民、事業者の理解と協力が必要です。このため、容器包装リサイクル法の趣旨、分別収集の意義、その他発生抑制の意義等について、住民、事業者への啓発、知識の普及を図ります。

また、市町の分別収集情報を広く住民、事業者に公開すること等により、分別収集や再商品化の一層の促進を図ります。

### 具体的な関連事業

- ・「滋賀県の廃棄物」の作成
- ・「ごみ減量・資源化情報」サイト等による啓発、知識の普及
- ・滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会との連携
- ・一般社団法人滋賀グリーン活動ネットワークの活動支援

### (2)県内市町相互間の分別収集に関する情報交換の促進に関する事項

市町は適正な分別収集を実施するため、収集施設および体制を整備するとともに、住民や事業者が実施する集団回収、拠点回収を推進する必要があります。

また、効率的な分別収集を実施する観点から、統一的な分別収集の実施や施設整備等、積極的な近隣市町との協力連携について検討する必要があります。

県は、市町における分別収集が円滑に実施されるよう県内市町の分別収集実施状況や事業者による再商品化技術や新規用途の開発状況等についての情報の収集、提供に努めるとともに、市町間の情報の交換、連携を促進するため、市町等職員を対象にした研修会を開催するよう努めます。

### 具体的な関連事業

- ・市町等分別等状況調査の実施
- ・「滋賀県の廃棄物」の作成
- ・「ごみ減量・資源化情報」サイト等による啓発、知識の普及
- ・滋賀県廃棄物適正管理協議会での情報交換・研修会の実施

### (3)その他分別収集の促進に関する事項

容器包装リサイクル法に基づき分別収集を行う品目を拡大する市町等には、収集のための機材や人員の確保および資源化施設等の負担増が見込まれます。このため、県は、これらの施設設備の整備に際し、循環型社会形成推進交付金の活用の助言を行います。

また、市町は、当該市町における廃棄物の組成の変動等に的確に対応し、回収方法等について隨時検討を行い、住民の協力を得るよう努めながら、容器包装廃棄物の分別収集を促進する必要があります。

県は、県内市町の分別収集の実施状況を迅速に把握し、県下の状況を市町に提供するとともに、指定法人等への分別基準適合物の引渡等について必要な助言を行います。

### 具体的な関連事業

- ・市町等の循環型社会形成推進交付金活用のための助言